

福井市豊地区社会福祉協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は福井市豊地区社会福祉協議会と称し、事務所を豊公民館内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は豊地区内の全住民が健康で、文化的な生活を営むことができるように、全住民が協力し、「地域で築く ともに支え合う福祉のまちづくり」に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前述の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 地域の福祉に関する総合的計画及び調査研究
2. 地域の福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための啓発・宣伝
3. 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動助成
4. 児童福祉・保健衛生の向上に関する事業
5. 福井市社会福祉協議会との連携した事業の協力
6. 共同募金・福祉資金募集への協力
7. その他本会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第 4 条 本会は、豊地区内居住の住民及び本会の事業運営に賛同する関係機関団体をもって組織するとともに協力を得るものとする。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置き、理事会において選出し、総会で承認を得る。細部については別に定める。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
常務理事	1 名（事務局長を兼務）
常任理事	若干名（庶務、会計又は部会長を兼務）
理 事	若干名
監 事	2 名

第 6 条 会長は本会を代表して会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。常務理事は会長の命を受け会務を掌理する。
3. 監事は会計を監査する。

第 7 条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。欠員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。又、任期満了後であっても後任者の就任時までその職務を行う。

その他、関係機関団体より選出された役員は当該期間とする。

第 8 条 本会に顧問・相談役を置くことができ、何れも理事会において推薦し、会長が委嘱する。また、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(代議員)

第 9 条 本会に代議員を置く。各自治会長を充て、任期は1年とし再任を妨げない。

(福祉委員)

第 10 条 本会に福祉委員を置く。自治会長の推薦により、福井市社会福祉協議会会長・豊地区社会福祉協議会会長の連名で委嘱する。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 委員の構成については別に定める。

(会議)

第11条 会議は、総会、理事会及び役員会とし、事業計画に基づき又は必要の都度、会長が召集し開催する。尚、総会の議長は代議員より選出し、理事会及び役員会の議長は会長が当たる。

(総会)

第12条 総会は、役員（第5条）及び代議員をもって構成し、定数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立とし、出席者の過半数をもって決議する。

2. 総会の決議する事項は、事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算、第5条の役員の承認、規約の改廃及びその他会長が必要と認めた事項。

(理事会)

第13条 理事会は、役員（第5条）をもって構成し、定数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立とし、出席者の過半数をもって決議する。

2. 理事会は、総会に付議する事項、その他総会の議決を要しない事項の審議決定。

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、常務理事及び常任理事をもって構成する。

2. 役員会は、理事会及び総会に付議する事項の審議、その他、理事会及び総会に付議を要しない事項の審議決定。

(部会)

第15条 本会は、事業の合理的な実践を期するため、別に定めるところにより部会を置く。

(会計)

第16条 本会の会計は、会費、寄付金、補助金、その他収入をもってあてる。

2. 会費は、1世帯年間500円（福井市社会福祉協議会分を含む）とし、徴収は各自治会に委ねる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は別に定める運営細則に基づくものとする。

附 則

この規約は昭和38年10月1日より実施する。

昭和61年5月 1日 一部改正同日適用する。

昭和63年4月 1日 一部改正同日適用する。

平成 8年4月 1日 一部改正同日適用する。

平成18年4月 1日 一部改正同日適用する。

平成25年4月19日 全面改正同日適用する。